

# 熊本県公報

第 1 1 2 8 0 号  
平成 17 年 6 月 29 日 (水)  
(毎週 月・水・金発行)

## 目 次

<b>規 則</b>	
○熊本県立大学学則の一部を改正する規則	(私学文書課) 1
○熊本県立大学院学則の一部を改正する規則	( " ) 2
<b>告 示</b>	
○結核予防法第36条の規定による医療機関の指定	(健康危機管理課) 2
○結核予防法第36条の規定による医療機関の辞退	( " ) 3
○知的障害者福祉法に基づく事業者の指定	(障害者支援総室) 3
○ " " " " " " " "	( " ) 3
○児童福祉法に基づく事業者の指定	( " ) 3
○道路の区域変更	(道路総務課) 4
○道路の供用開始	( " ) 4
○字の区域の変更	(市町村総室) 4
<b>公 告</b>	
○熊本県立大学関係不動産鑑定評価業務の一般競争入札の実施	(私学文書課) 5
○熊本都市計画道路事業の事業計画の変更	(都市計画課) 7
○県営土地改良事業の工事完了	(農村計画課) 7
○団体営土地改良事業の工事完了	( " ) 7
○県有財産の売却	(管財課) 7
○土地改良区役員の退任及び就任	(農村計画課) 8
○定款変更認可	( " ) 9
○ " " " " " " " "	( " ) 9
○ " " " " " " " "	( " ) 9
○ " " " " " " " "	( " ) 9
○ " " " " " " " "	( " ) 9
○県営土地改良事業計画の変更	( " ) 9
<b>登 載 依 頼</b>	
○情報関連機器の一般競争入札参加資格	(義務教育課) 9
○情報関連機器の一般競争入札	( " ) 10
○政治資金規正法の規定に基づく政治団体の名称等の公表	(選挙管理委員会) 13
○ " " " " " " " "	( " ) 15
○ " " " " " " " "	( " ) 20
○ " " " " " " " "	( " ) 21
○ " " " " " " " "	( " ) 21
○ " " " " " " " "	( " ) 21
○熊本県職業能力開発審議会の開催	(職業能力開発審議会) 21
○公示による通知	(用地対策課(収用委員会)) 22
○教育委員会の会議の開催	(総務広報課) 22
<b>正 誤</b>	
○平成16年10月1日号外第59号の2の公報番号(熊本県天草ビジターセンター条例施行規則を廃止する規則掲載分)中	(自然保護課) 23
○平成16年6月20日熊本県公告第495号中	(私学文書課) 23

### 規 則

熊本県立大学学則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成17年6月29日

熊本県知事 潮 谷 義 子

#### 熊本県規則第40号

熊本県立大学学則の一部を改正する規則  
熊本県立大学学則(昭和55年熊本県規則第11号)の一部を次のように改正する。  
第20条第6号を次のように改める。

- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)による大学入学資格検定に合格した者

を含む。)

第20条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第56条第2項の規定により他の大学に入学した者であって、本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

熊本県立大学大学院学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年6月29日

熊本県知事 潮 谷 義 子

**熊本県規則第41号**

熊本県立大学大学院学則の一部を改正する規則

熊本県立大学大学院学則(平成5年熊本県規則第12号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項中第8号を削り、第7号を第8号とし、同号の次に次の1号を加える。

(9) 次のいずれかに該当する者であって、本学大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めたもの

ア 大学に3年以上在学した者

イ 外国において学校教育における15年の課程を修了した者

ウ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者

エ 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

第11条第1項中第6号を削り、第5号を第6号とし、同号の次に次の1号を加える。

(7) 法第67条第2項の規定により他の大学院に入学した者であって、本学大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

第11条第1項中第4号の次に次の1号を加える。

(5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

第11条第2項第1号中「修士の学位」の次に「又は専門職学位(法第68条の2第1項の規定に基づき学位規則(昭和28年文部省令第9号)第5条の2に規定する専門職学位をいう。以下この項において同じ。)」を加え、同項第2号及び第3号中「修士の学位」の次に「又は専門職学位」を加え、同項第6号を削り、同項第5号中「修士の学位」の次に「又は専門職学位」を加え、同号を同項第6号とし、同項第4号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

**告 示**

**熊本県告示第845号**

結核予防法(昭和26年法律第96号)第36条第1項の規定により、医療機関を次のとおり指定した。

平成17年6月29日

熊本県知事 潮 谷 義 子

指令 番号	所在地	名 称	開設者		指定年月日
			住 所	氏 名	
8	菊池郡合志町幾久富 1866-356	タカラ薬局 合 志	福岡市東区御島崎二 丁目2番41号	株式会社 タカラ薬 局	平成17年 5月10日
9	阿蘇郡南阿蘇村 2715-1	ファミリー薬局	阿蘇郡南阿蘇村 2715-1	有限会社 ナカムラ ファーマシー	平成17年 5月18日
10	八代市建馬3-6外	つばめ歯科クリ ニック	八代市建馬3-6外	吉村 正則	平成17年 6月22日

11	荒尾市東屋形二丁目 13-6	山田クリニック	荒尾市荒尾 1480	山田 孝吉	平成 17 年 6 月 1 日
12	玉名郡南関町上坂下 3559-2	ほのか歯科・小 児歯科医院	玉名市築地 198-4	盛 孝徳	平成 17 年 6 月 15 日

**熊本県告示第 846 号**

結核予防法（昭和 26 年法律第 96 号）第 36 条第 4 項の規定により、次の医療機関は、その指定を辞退した。

平成 17 年 6 月 29 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

辞退

所在地	名称	開設者		辞退年月日
		住所	氏名	
阿蘇郡白水村中松2850-3	ファミリー薬局	阿蘇郡高森町大字高 森 1611-5	中村 稔	平成 17 年 5 月 12 日

**熊本県告示第 847 号**

知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 15 条の 11 第 1 項の規定により指定知的障害者更生施設等を次のとおり指定した。

平成 17 年 6 月 29 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

施設の名称及び所在地	設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	施設の種類
みずき園 球磨郡あさぎり町上西字夫 次郎 688	社会福祉法人 誠心会 球磨郡あさぎり町上西字夫 次郎 688 松下 榮明	平成 17 年 6 月 21 日	43000210053533	知的障害者 通所授産施 設

**熊本県告示第 848 号**

知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 15 条の 5 第 1 項の規定により指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成 17 年 6 月 29 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	事業の種類
みずき園知的障害者短期入 所事業所 球磨郡あさぎり町上西字夫 次郎 688	社会福祉法人 誠心会 球磨郡あさぎり町上西字夫 次郎 688 松下 榮明	平成 17 年 6 月 21 日	43000200288131	知的障害者 短期入所

**熊本県告示第 849 号**

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 10 第 1 項の規定により指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成 17 年 6 月 29 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	事業の種類
みずき園知的障害児短期入 所事業所 球磨郡あさぎり町上西字夫 次郎 688	社会福祉法人 誠心会 球磨郡あさぎり町上西字夫 次郎 688 松下 榮明	平成 17 年 6 月 21 日	43000300191136	児童短期入 所